

エネルギー基本計画見直しに関する意見書

エネルギーは国民生活や産業活動の根幹をなすものであり、将来にわたって安定的に確保していくことが、エネルギー安全保障にとって不可欠なものである。

国は平成26年4月に原子力発電を重要なベースロード電源と位置付ける「第4次エネルギー基本計画」を策定した。さらに、安全性を前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合という3つの視座を兼ね備えたエネルギーの需給構造として、2030年度の原子力発電の比率を20～22%とする「長期エネルギー需給見通し」を示した。

本市は立地地域として、その方向性を理解し、その実現に向けた取組に対して全面的に協力してきた。それにもかかわらず、平成28年12月、国は一方的に高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃止措置を決定した。その結果、核燃料サイクル政策の実現性は極めて不透明となり、「第4次エネルギー基本計画」との齟齬が生じたのみならず、国と立地地域との信頼は大きく損なわれた。

本市は、国策である原子力発電との共存共栄を、半世紀にわたり市の方針としてきた。しかし、現在、日本原電敦賀発電所1号機、「ふげん」、「もんじゅ」の廃炉及び敦賀発電所2号機の破砕帯問題による長期運転停止によって、市の財政も地域経済も困難な状況に追い込まれているのは間違いない、人口減少にも拍車がかかる状況である。

さらには、本市で計画されている「敦賀発電所3、4号機増設計画」については、平成16年3月に原子炉設置変更許可申請がなされ、同年7月から準備工事に着手し、平成22年3月には敷地造成が完了している状況でありながら、「福島第一原子力発電所」事故以降、国の安全審査が中断し、未だ本体工事に着手できていない状態にある。

このような状況が続くことは、今後の本市の発展、エネルギーの安定供給や温室効果ガスの削減目標達成にも大きな影響を与えることが必至であり、長期的な視点に立ち最新の知見を反映した安全性の高い原子力発電所への転換にもつながる「新增設・リプレース」について早期に明確な方針が示される必要がある。

よって、昨年の8月から「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」及び「エネルギー情勢懇談会」で議論が進められ、今年度中にも方向性を出すと言われている「第5次エネルギー基本計画」の見直しにあたり、敦賀市が今後も国策である原子力政策に協力していくためにも、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 ベースロード電源である原子力発電の将来のあり方について、原子力発電所の再稼働や運転延長、バックエンド対策及び廃炉の計画を見通した上で、2030年度以降も見据えた長期的視点に立って議論を行い、「新增設・リプレース」を含めた原子力政策の確固たる方針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 3 月 20日

敦 賀 市 議 会